小国町告示第１０２号

小国町指定地域密着型サービス事業者等指導及び監査実施要綱を次のように定める。

令和８年１１月２４日

小国町長　仁 科　洋 一

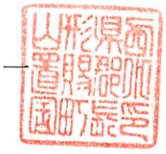

小国町指定地域密着型サービス事業者等指導及び監査実施要綱

小国町地域密着型サービス事業者等指導及び監査実施要綱（平成２０年小国町告示第６４号）の全部を改正する。

（目的）

第１条　この要綱は、介護保険法（平成９年法律第１２３号。以下「法」という。）第２３条、第７８条の７、第８３条、第１１５条の１７及び第１１５条の２７その他の関係法令の規定に基づき、指定地域密着型サービス事業者、指定居宅介護支援事業者、指定地域密着型介護予防サービス事業者及び指定介護予防支援事業者（以下「事業者等」という。）に対して小国町（以下「町」という。）が行う指導及び監査に関し必要な事項を定めることにより、利用者の自立支援及び尊厳の保持を念頭に置き、事業者等の支援を基本として、介護給付等対象サービスの質の確保及び保険給付の適正化を図ることを目的とする。

（指導及び監査の実施主体）

第２条　指導及び監査の実施主体は、町とする。ただし、指導又は監査を効果的に実施するため必要があると認める場合には、山形県と合同で実施することができるものとする。

２　指導及び監査の対象は、町が指定権限を有する事業者等とする。

（指導の方針）

第３条　指導は、事業者等に対し、適切な介護給付等対象サービスの取扱い及び介護報酬の請求等に関する事項について周知徹底を図ることを方針とする。

（指導の形態）

第４条　指導の形態は、集団指導及び運営指導とする。

（指導対象の選定）

第５条　集団指導は、原則として全ての事業者等を対象とする。ただし、指導内容に応じ、特定のサービス種別に係る事業者等を選定して実施することができるものとする。

２　運営指導は、次に掲げる事項に基づき対象事業者等を選定し、当該指定の有効期間内に１回以上実施するものとする。

(1)　厚生労働省が示す指導重点事項等に該当する事業者等

(2)　新たに指定を受けた事業者等その他指定後早期に運営状況を確認する必要がある事業者等

(3)　前２号に掲げるもののほか、町長が運営指導を実施する必要があると認める事業者等

（集団指導の方法等）

第６条　集団指導は、事業者等を一定の場所に集めて行う講習、オンライン会議システムによる講習、町ホームページへの資料若しくは動画の掲載その他町長が適当と認める方法により行う。

２　集団指導の内容は、介護給付等対象サービスの取扱い、介護報酬の請求、制度改正の内容及び高齢者虐待事案その他過去の指導事例等を踏まえたものとする。

（運営指導の方法等）

第７条　運営指導は、原則として対象となる事業所において、厚生労働省が定める介護保険施設等運営指導マニュアル等に基づき、管理者その他関係者から関係書類等に基づき説明を求める面談方式により行う。

２　運営指導を実施する場合、指導の対象となる事業者等に対し、次に掲げる事項を、原則として運営指導を実施する日の１か月前までに文書により通知する。ただし、指導対象とする事業所において高齢者虐待が疑われているなどの理由により、あらかじめ通知したのでは当該事業所の日常におけるサービスの提供状況を確認することができないと認められる場合は、指導開始時までに、次に掲げる事項を文書により通知するものとする。

(1)　運営指導の根拠規定

(2)　対象事業所等の名称及びサービスの種類

(3)　運営指導の日時及び場所

(4)　運営指導担当者

(5)　指導事項

(6)　出席者

(7)　事前提出資料

(8)　準備すべき書類等

３　運営指導を実施する場合は、町の職員により構成する指導班を編成することとし、うち１人を指導班長とする。

４　運営指導の結果の通知等は、次に掲げるところにより行うものとする。

(1)　指導班長は、運営指導終了後、事業者等に対し講評を行う。

(2)　運営指導の結果については、後日、文書により通知するものとし、改善を要すると認められる事項及び介護報酬の返還を要するおそれがある事項がある場合は、必要に応じ期限を定めてその改善状況の報告を求める。

(3)　当該報告の受理後、改善状況を確認する必要がある場合は、職員を事業所等に派遣し確認を行う。

５　町は、指導の経過等を明らかにし、指導を効果的に実施するため、指導を実施した事業者等に係る指導状況を記録し、保管するものとする。

６　運営指導中に次の各号のいずれかに該当する状況を確認した場合は、事実関係を確認した上で、運営指導を中止し、監査に切り替えることができる。

(1)　著しい指定基準違反が確認され、利用者等の生命又は身体の安全に危害を及ぼすおそれがあると認められる場合

(2)　介護報酬の請求に誤りが確認され、その内容が不正又は著しい不当であると認められる場合又はその疑いがある場合

（監査の方針）

第８条　監査は、事業者等について、指定基準違反、人格尊重義務違反又は介護報酬の請求に関する不正若しくは著しい不当（以下「指定基準違反等」という。）が認められる場合又はその疑いがあると認められる場合に、事実関係を的確に把握し、公正かつ適切な措置を講ずることを主眼として行うものとする。

（監査対象の選定）

第９条　監査は、次に掲げる情報により、指定基準違反等が認められる場合又はその疑いがあると認められる場合に行うものとする。

(1)　通報・苦情・相談等に基づく情報

(2)　国民健康保険団体連合会、山形県その他関係機関からの情報

(3)　介護給付費適正化システムの分析の結果、特異な傾向を示す事業者等に関する情報

(4)　法第１１５条の３５の規定による報告内容その他介護サービス情報の公表制度に関する情報

(5)　運営指導において確認した情報

２　前項に定めるもののほか、次の各号のいずれかに該当する場合は、監査を行うものとする。

(1)　度重なる指導によっても、事業運営、介護給付等対象サービスの内容又は介護報酬の請求等に改善がみられないとき。

(2)　正当な理由がなく運営指導を拒否したとき。

(3)　その他町長が必要と認めるとき。

（監査の方法等）

第１０条　監査を実施する場合には、監査の対象となる事業者等に対し、次に掲げる事項を通知する。ただし、第７条第６項の規定により監査に切り替えた場合は、事業者等に対し、第１号及び第２号に掲げる事項を口頭で告知した上で監査を行い、後日、文書により通知するものとする。

(1)　監査の根拠規定

(2)　対象事業所等の名称及びサービスの種類

(3)　監査の日時及び場所

(4)　監査担当者

(5)　出席者

(6)　準備すべき書類等

２　監査は、次に掲げる方法により行うものとする。

(1)　事業者等に対し、指定基準違反等と認められる事項又はその疑いがある事項に関し、法令の規定に基づき、報告若しくは帳簿書類その他の物件の提出若しくは提示を命じ、出頭を求め、関係者に対して質問させ、又は当該事業者等の事業所に立ち入り、その設備、帳簿書類その他の物件を検査するものとする。

(2)　監査に当たっては、必要に応じ、介護給付費請求書等による書面調査を行うとともに、利用者等の意向及び個人情報の保護に十分配慮した上で、当該事業者等からサービスの提供を受けた利用者等に対する実地調査を行うものとする。

(3)　監査を実施する場合は、町の職員により構成する監査班を編成し、そのうち１人を監査班長とする。

(4)　監査担当者は、監査終了後速やかに監査調書を作成し、関係書類とともに町長に報告するものとする。町長は、その内容を審査し、第１１条に規定する行政上の措置その他必要な措置の要否を決定するものとする。

(5)　監査の結果、第１１条第１項第１号に規定する勧告に至らないものの、改善を要すると認められる事項又は介護報酬の返還を要するおそれがある事項がある場合は、後日、文書により通知し、必要に応じ期限を定めて改善状況の報告を求めるものとする。この場合において、当該報告を受理した後、改善状況を確認する必要がある場合は、職員を事業所等に派遣し、確認を行うものとする。

３　監査担当者は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者から請求があったときは、これを提示しなければならない。

（監査結果による行政上の措置等）

第１１条　町は、監査の結果、指定基準違反等が認められた場合は、法第７８条の９、第７８条の１０、第８３条の２、第８４条、第１１５条の１８、第１１５条の１９、第１１５条の２８及び第１１５条の２９その他の関係法令の規定に基づき、次に掲げる行政上の措置を行うものとする。ただし、指定基準違反の事実が明らかな場合又は利用者等の生命若しくは身体の安全を確保するため緊急に措置を講ずる必要があると認められる場合は、法令の規定に基づき、監査を実施することなく勧告を行うことができる。

(1)　勧告

ア　事業者等に指定基準違反の事実が確認された場合は、当該事業者等に対し、期限を定めて文書により基準を遵守すべきことを勧告することができる。

イ　勧告を行った場合は、期限内に文書による改善報告を求めるものとする。

ウ　事業者等が当該勧告に従わなかったときは、その旨を公表することができる。

(2)　命令

ア　事業者等が正当な理由なく前号の勧告に係る措置をとらなかったときは、当該事業者等に対し、期限を定めて、当該勧告に係る措置をとるべきことを命ずることができる。

イ　命令を行った場合は、その旨を公示するものとする。

ウ　命令を行った場合は、期限内に文書による改善報告を求めるものとする。

(3)　指定の取消し等

ア　監査の結果、法第７８条の１０各号、第８４条第１項各号、第１１５条の１９各号又は第１１５条の２９各号のいずれかに該当すると認められる場合は、当該事業者等に係る指定を取り消し、又は期間を定めてその指定の全部若しくは一部の効力を停止すること（以下「指定の取消し等」という。）ができる。

イ　指定の取消し等を行った場合は、当該事業者等に対し、当該措置の種類、根拠規定、その原因となる事実、審査請求に関する事項その他必要な事項を文書により通知するものとする。

ウ　指定の取消し等を行った場合は、その旨を公示するものとする。

２　町は、事業者等に対し、命令又は指定の取消し等の処分を行おうとするときは、小国町行政手続条例（平成８年小国町条例第１７号）第１２条第１項の規定に基づき、聴聞又は弁明の機会の付与の手続を行うものとする。ただし、同条第２項各号のいずれかに該当するときは、こ

の限りでない。

3　町は、介護給付等対象サービスの内容又は介護報酬の請求に関し、不正又は不当な事実が認められ、返還金が生じた場合は、当該事業者等に対し返還を求めるものとする。この場合において、返還に係る保険者が他の市町村であるときは、当該市町村に対し、事業者等の名称、返還すべき額その他必要な事項を通知するものとする。

4　偽りその他不正の行為により介護報酬の支払を受けたことが認められる場合は、法第２２条第３項の規定に基づく徴収について必要な措置を講ずるものとする。

5　返還の対象となった介護報酬について利用者等が支払った自己負担額に過払いが生じている場合は、事業者等に対し、当該自己負担額を利用者等に返還するよう指導するものとする。

（その他）

第１２条　この要綱に定めるもののほか、指導及び監査に関する必要な事項は、町長が別に定める。

附　則

この要綱は、令和８年１２月１日から施行する。